

(3) 米国郵政省：調査部門

郵政省は、何らかの形で郵便が、詐欺行為に関わった場合、連邦法を適用して事件を捜査、立件する権利を持つ。全米に約 2000 人の調査員を擁し、適用しうる連邦法、規制、条例などは 200 以上。代金や商品の発送に郵便が使われていれば、オンラインオークションでの詐欺行為も、捜査の対象になる。

(代金を送ったのに商品が届かない、商品を発送したのに、代金が届かない、約束と違うものが届いた、などといったケースでも、郵便でのやり取りがあれば、「意図的に郵便を使って犯した詐欺犯罪」として捜査される。) オンラインオークション詐欺専門の被害届けを受け付ける窓口は、特に設けていない。

今まで 1600 人が郵便関連詐欺として逮捕され、その中で、オンラインオークション詐欺に関する犯罪の割合は不明だが、あまり数は多くないという。

(4) 米国オンラインオークションユーザー協会

全米最大の会員数（2700 人）を誇るオンラインオークション専門のユーザー協会。

会員になるのは無料だが、厳しい身元確認が必要。（身元のしっかりした人しかメンバーになれない。）身元の確認には、本人の名前と住所がプリントされた小切手、本人の名前と住所が記載されているガス料金／電話料金の明細書（過去 60 日以内のものに限る）、州発行の身分証明書（運転免許証など）が必要。

会員になると、オークション利用の際に、本協会のロゴマークを提示する権利を得る。

このロゴマークは、信頼性の証となり、売り手と買い手双方に有益な安全の指針となる。会員通信の送付、サイト上での情報提供や、ライブチャットを使用して会議の開催を行う。

オンラインオークションをより楽しめ、使いやすくするために必要な情報や、教育を会員に提供する。オンラインオークション詐欺についてのサポートサービスは特にならないが、被害が届けられた時は、「インターネット詐欺苦情センター」や政府機関などを紹介している。今まで、それほど多くの被害は報告されていない。

米国オンラインオークションユーザー協会への取材結果

質問 1: ネットオークションでの様々な問題について事業者や行政機関を交えた研究会などが開催されているか？開催されているならば、どのような形態か？

ネットオークションに関する問題は、その「オンライン上での」やりとりという性質上、研究会や話し合いもオンライン上で行われることが多く、ディスカッションボードやチャットルームにおいて、ユーザー同士の話し合いや情報交換、会議などが行われることもある。

OAAU（オンラインオークションユーザー協会）では、定期的にオンラインオークション産業に関するディスカッションボード設けているが、基本的に参加者はユーザーのみで、事業者や行政機関を交えた、正式な研究会という形では行われていない。

質問 3：ネットオークション運営に関する法改正や対策、規制は必要と思われるか？
ネットオークションに特別に適用されるべき、新たな規制や法改正は必要無いと思う。少なくとも、アメリカ国内においては、その必要性を感じない。アメリカには、詐欺に関する規制や法が多すぎるくらいある。誰もこれ以上の法律を望んでいないはず。
質問 4：具体的にどのような規制や対策が必要と思われるか？
そのような規制や対策が施行される予定はあるか？
施行予定があるならば、どういう内容か？
多くの商業一般に関する法令は、すでにオンラインセールスにも適用されている。盗みや詐欺は、それがオンライン上で取り引きされていても、いなくても、違法とみなされる。現在、オンライン上でのセールスの報告や徴税に関する法令を懸案中であるとのこと。
質問 6：法改正や規制をする上で障害となる要因はあるか？
障害となる要因があるならば、それはどのようなものか？
法律や規制を作ったり、改正したりするのは、いつも困難なもの。
OAUA は、オンラインオークションに対する新たな規制を支持しない立場であるから、法規制より、事業者が自らの安全基準を設け、監視していくことを望む。
質問 8：ネットオークションにおいて、詐欺などのトラブルが多発する原因を何にあると捉えているか？
欲。ネットオークション以外の詐欺の場合と同じであるはず。ネットオークションだから特に詐欺がおこるとは考えていない。
質問 10：詐欺を中心とするネットオークショントラブルに関して、「オークション事業形態」以外の部分での規制や対策が必要と思われるか？
そうは思わない。詐欺は詐欺であって、色々な要因が重なって起きるのは当然のことであるから、それらの要因をいちいち規制する必要はないと考える。
必要なのは、様々な司法機関の協力体制を確立し、協定を結ぶことである。現状では、被害者と加害者が違う国にいる場合の起訴など、不可能に近い。
質問 9：オークション詐欺の主な手口はどのようなものか？
オンラインオークションに於ける詐欺はかなり稀なケースであるのだが、一般的に、偽名の使用や、存在しない商品のセールス、商品を届けない、などの詐欺行為が報告されている。このようなケースでは、司法管轄区の問題が、法律の施行を妨げている。
質問 11：あるとすれば、どのようなものか？
具体的に、それらの対策が講じられる予定はあるか？
ネットオークションに関する規制は支持しない。
質問 13：リアルのオークション主催者に関する法規制があるか。
あるとすれば、法規制の概要はどのようなものか。
アメリカ内のいくつかの州において、競売人は免許が必要とされる。連盟に加入する必要のある州もあれば、何の規制もない州もある。法規制の内容は、州によってかなり違うので、全て把握していない。
ノースカロライナ州とニューハンプシャー州で、これらのオークション規制をオンラインオークションにも適用させようという動きがあった際、OAUA はこれに猛反対し、結果的にこの案を立ち消えにさせることに成功した。リアルのオークションと、オンラインオークションは、全く別の物である。オンラインオークションの売り手は、リアルのオークションの競売人のように、他人の財産を委託販売しているわけではない。
ネットオークションに免許は必要無い。詐欺に関する規制はすでにオンラインオークションにも適用されている。ネットオークションの出品者に免許を課すことは、ガレージセールやフリーマーケットの出品者に免許を課すようなもので、まったくメリットはない。
また、オンラインオークションの売り手は、住地区的商業ライセンスを取得し、消費税や所得税を納めることがすでに義務付けられている。(地域によって異なる。)

質問14：市（オークション形式ではない、単なる即売会）についての法規制があるか。あるとすれば法規制の概要はどのようなものか。

商品取り引きに関する法規制はたくさんある。連邦取引委員会が統括している。

追記：リアルのオークション法について

*設問14で答えられている、リアルのオークション法をオンラインオークションに適用しようという動きがあったことについて調べてみた。

1999年、ノースカロライナ州の、ノースカロライナ競売ライセンス評議会によって、リアルのオークション法をオンラインオークションにも適用しようという提案あった。

ノースカロライナ州におけるオークションライセンスは、クラスの受講か2年間の見習い経験を経た後、試験に合格し、ライセンス料を支払うことが義務付けられている。

オンラインオークションの出品者に対しての規制案は、オークションライセンスの必修事項をそのまま適用するのではなく、ライセンス料の支払いと、州のオークション法に関する試験に合格することだけを義務付けようというものだった。当初のライセンス料は、\$175だったのだが、2000年1月より、\$250に値上がりし、1年ごとの更新には\$150かかることになった。さらに、何か問題が起きた人々のために「復興資金」という名目で、\$50を徴収する。しかし、この案は、ユーザーからの猛反対にあり、2000年1月の時点で、留保、実質的にはお流れとなつた。

（5）米国調査会社が実施したオンラインオークションユーザーアンケート

全米消費者協会が調査会社に依頼し、アメリカ国内の18歳以上のコンピューターユーザーを対象に行った調査。2000年12月19日から21日の3日間にインターネットを通じて行われ、2196人からの回答を得た。

1 オンラインオークション参加経験について。

入札者としてのみ参加の経験あり (24%)

出品者としてのみ参加の経験あり (5%)

入札も出品もしたことがあるが、殆ど入札者として参加 (2%)

入札も出品もしたことがあるが、殆ど出品者として参加 (1%)

参加したことはない (69%)

2 オンラインオークションに参加しない理由。

興味がない (52%)

どういうシステムでオークションが行われるか知らないから (9%)

支払いを済ませた商品がちゃんと届くか心配だから (6%)

(出品者として) 代金をちゃんと回収できるか心配だから (0%)

サイトを覗いてはみるが、欲しい商品がない (12%)

基本的にオークションのシステムが嫌い (5%)

欲しい商品でも、オークションを通じると高すぎる値段がつけられている (2%)

オンラインオークションを通して物を売るのは面倒なことが多い (3%)

その他 (9%)